

はつが野1丁目・2丁目自治会
「活動」についての細則

第1章 総則

(目的)

第1条 自治会会則第3条の「活動」についてその詳細を定めることを目的とする。

(活動)

第2条 自治会会則第3条の「活動」の内容を下記の通りとして定義する。

- (1) 会員相互の親睦及び文化、体育等の向上に関すること
 - a) 子ども会の活動
 - b) 老人クラブの活動
 - c) 地域イベントなどの活動
 - d) その他の活動
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること
 - a) 地域一斉清掃
 - b) 里道の清掃と管理
 - c) その他の活動
- (3) 防災、防犯、安全、交通、保健衛生に関すること
 - a) 防犯パトロール
 - b) 夜警
 - c) 防災訓練
 - d) 子どもの通学、通園の安全サポート
 - e) その他の活動
- (4) 会員相互の事務連絡及び情報提供に関すること
- (5) 和泉市及び都市再生機構などの公的諸機関との連携並びに当地区に対する施策の推進に関すること
- (6) 社会の一員としての相互扶助に基づく社会福祉貢献に関すること
 - a) いきいきサロンのボランティア活動およびサロン活動
 - b) 子育てサロンのボランティア活動およびサロン活動
 - c) その他のボランティア活動
- (7) その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動

(改訂)

第3条 この細則は、自治会理事会の承認をもって改訂することができる。

附則

(施行期日)

①この細則は、平成22年6月1日から施行する。